

# 医学部「入学定員」の上限は、 “125人”から“140人”へ!

「地域枠」定員増を対象に、25年度～31年度までの臨時的措置

旺文社 教育情報センター 24年11月5日

文科省はこの程、地域の医師確保と地域医療向上のため、都道府県の「地域医療再生計画」に位置づけられる医学部入学定員の「地域枠」における定員増を対象に、現行の入学定員125人の上限を140人に引き上げる大学設置基準の改正を固めた。

今回の大学設置基準の改正は、25年度から31年度まで適用される臨時的な規定である。

また、定員増に伴い、十分な教育体制が確保できるように入学定員数(収容定員数)に応じて、専任教員数等も改正される。

## <医学部の定員数等に関する規定>

### ○ 大学設置基準改正の背景

医学部(医学科。以下、同)の入学定員数(収容定員数)については、現行の大学設置基準上、“原則120人”(収容定員数720人)までとされている。

このような原則規定を維持しつつ、「地域の医師確保、地域医療の向上」のための定員増に資するよう臨時的な措置や制度改正も行われている。

- ① まず、22年度の「地域の医師確保対策」に対応して、22年度～31年度までの10年間、「地域枠」の入学定員を増員する場合、入学定員を“暫定的に125人”(収容定員750人)まで増員できるとされた(21年、大学設置基準改正)。
- ② 上記①の定員増措置から3年目を迎えた24年度現在、医学部を設置する国公私立79大学のうち、入学定員が既に125人に達している大学は、弘前大/岩手医科大/東北大/秋田大/山形大/福島県立医科大/新潟大/山梨大/三重大(地域順)の9大学で、東北地方の大学が多い。

ところで、文科省は先ごろ、25年度の医学部入学定員増について、22年度～24年度と同様の枠組み、つまり、「地域枠」「研究医枠」「歯学部振替枠」の3つの枠組で臨時的に医学部入学定員増を行うことを発表した(後述)。このうち、都道府県の定める「地域医療再生計画」に基づく「地域枠」による定員増については、もともと医師が少なく、高齢化が進んでいて、東日本大震災の被災地でもある東北地方の各県からの更なる定員増の要望が高いという。

こうした状況から、文科省は、上記①の臨時的定員増と同様、「地域枠」の入学定員を増員する場合、25年度から31年度までの臨時的措置として、医学部入学定員の上限

を現行の“125人”（収容定員 750人）から“140人”（収容定員 840人）に引き上げるために大学設置基準を改正する。

### ○ 大学設置基準改正の概要

大学設置基準では、十分な教育指導の確保のために、学部の収容定員に応じて、必要な専任教員数や校舎、附属病院等の基準が規定されている。

改正される大学設置基準における医学部の入学定員数(収容定員数)と専任教員数との関係は、次のとおりである。

#### ●大学設置基準:医学部入学定員数(収容定員数)と専任教員数との関係(概要)

入学定員数	60人まで	61人～120人	121人～125人	126人～130人	131人～140人
収容定員数	360人まで	361人～720人	721人～750人	751人～780人	781人～840人
専任教員数	130人	140人	150人	150人	160人
	従来の基準 (原則規定)		22年度以降	25年度以降	
	臨時的措置				

注. ① 『新対策』、『緊急対策』(図1参照)による定員増以前の19年度の各大学における入学定員の最少は“60人”(2校)、最多は“110人”(3校)で、ほとんどの大学は“100人”。  
24年度の各大学の入学定員は、上限の“125人”が9校で、ほとんどが“110人～120人”。  
② 臨時的措置は、31年度まで。

### <25年度医学部入学定員増について>

#### ○ 25年度医学部入学定員増の概要

文科省は24年10月、政府の「新成長戦略」(22年6月、閣議決定)や「地域の医師確保対策2012」(文科・厚労両省による連携取組の策定。24年9月)等を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、25年度医学部入学定員について、22年度～24年度と同様の枠組みで増員することを発表した。

25年度の医学部入学定員増の概要は、次のとおり。

- ① 「地域枠」：都道府県の策定する「地域医療再生計画」に基づき、“奨学金、選抜枠の設定(地域枠)”を行う大学(自治医科大含む)の入学定員増 ⇒ 各都道府県につき“10人を上限”(自治医科大は大学として10人を上限)  
\*実績:22年度=313人/23年度=59人/24年度=65人(各年度とも自治医科大含む)。
- ② 「研究医枠」：複数大学の連携により“研究医養成”の拠点を形成する(学部・大学院教育を一貫した特別コースと奨学金の設定)大学の入学定員増 ⇒ 各大学につき“3人を上限”(総数10人以内)  
\*実績:22年度=17人/23年度=6人/24年度=3人。
- ③ 「歯学部振替枠」：“歯学部入学定員を減員”する大学についての医学部入学定員の増員 ⇒ 1大学につき“10人以内”  
\*実績:22年度=30人/23年度=12人/24年度=なし。

#### ○ 25年度定員増に向けたスケジュール

中教審の大学分科会(第110回、24年10月29日)は、今回の大学設置基準の改正諮問を

田中眞紀子文科大臣から受けて審議し、了承可決(10月29日)、答申した(10月30日)。

医学部入学定員増の認可申請(申請期限の特例:24年11月12日～11月16日)を行った大学は、24年11月中に予定されている大学設置基準の法改正(公布日＝施行)の後、大学設置・学校法人審議会の審議・答申、文科大臣の認可を経て、24年12月中には医学部の定員増が決まる予定である。

## ＜医学部入学定員のこれまでの経緯＞ (図1参照)

### ○ 医学部の“拡充”時代

戦後の新制大学発足(多くの国立大が発足した昭和24<1949>年)以降しばらくの間、医学部は46校(国立21校、公立12校、私立13校)、入学定員3,000人近くで推移してきた。

昭和40(1965)年代に入り、国民皆保険制度の定着や医療水準向上の要請に対応し、医学部の拡充が図られ、国の「無医大県解消構想」(昭和48年)や私立大の設置申請により、医科大の新設や定員増が進められた。昭和56(1981)年度には定員“抑制”前の最後の医学部が琉球大(国立)に新設され、医科大学・学部数は79校(国立42校、公立8校、私立29校)と、現在と同じになり、入学定員は8,280人に達した。

### ○ 医学部定員の“抑制”時代

昭和50年代後半に入ると、医師の需給に関する検討・議論が始まり、規定が設けられた。

まず、『昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について』(大学設置審:昭和59年6月)では、「医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、概ね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする」(教員養成は平成17年に除外)とされた。

また、大学等の設置認可審査の基準に関して、『大学等の設置等に係る認可の基準』(文科省告示:15年3月)では「歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置もしくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと」とされた。

他方、「医師の過剰を招かないよう配慮した合理的な養成計画の確立の検討」(昭和57年)や、「引き続き医学部定員削減の取組」(平成9<1997>年)などが閣議決定された。

こうした医師養成の“抑制方針”を受け、医学部の入学定員は昭和56年度～昭和59年度の8,280人を昭和時代のピークとして、その後は平成19(2007)年度まで漸減。平成15年度～19年度には、ピーク時より655人、7.9%少ない7,625人に減員された。

### ○ “臨時的定員増”時代 ～ 医師確保対策への転換 ～

上記のような経緯をたどる中で、最近では、医師の不足や偏在、診療科の偏り、勤務医の過重労働など、医療環境の悪化が急速に進み、特に地域医療の問題が深刻化している。

こうした医療問題の改善に向け、まず、次のような医師確保の緊急対策が講じられた。

- 『新医師確保総合対策』(18年8月): 医師不足が特に深刻な10県(青森・岩手・秋田・山形・福島・新潟・山梨・長野・岐阜・三重)及び自治医科大において20年度から最大10年間に限り、各県(自治医科大含む)年間最大10人の医師養成の増員を認める。

- 『緊急医師確保対策』(19年8月): 医師不足への抜本的な解消に向け、『新医師確保総合対策』に上乘せる形で全都道府県について各最大5人(北海道は15人)まで、21年度から最大9年間(公立大では、20年度からの10年間)の医師養成の増員を認める。

こうした緊急対策によって、20年度の医学部入学定員は24年ぶりに増員され、19年度より168人、2.2%増の7,793人となった。

更に、21年度には過去最大程度までの増員が容認され(20年6月閣議決定)、8,486人に増員された。

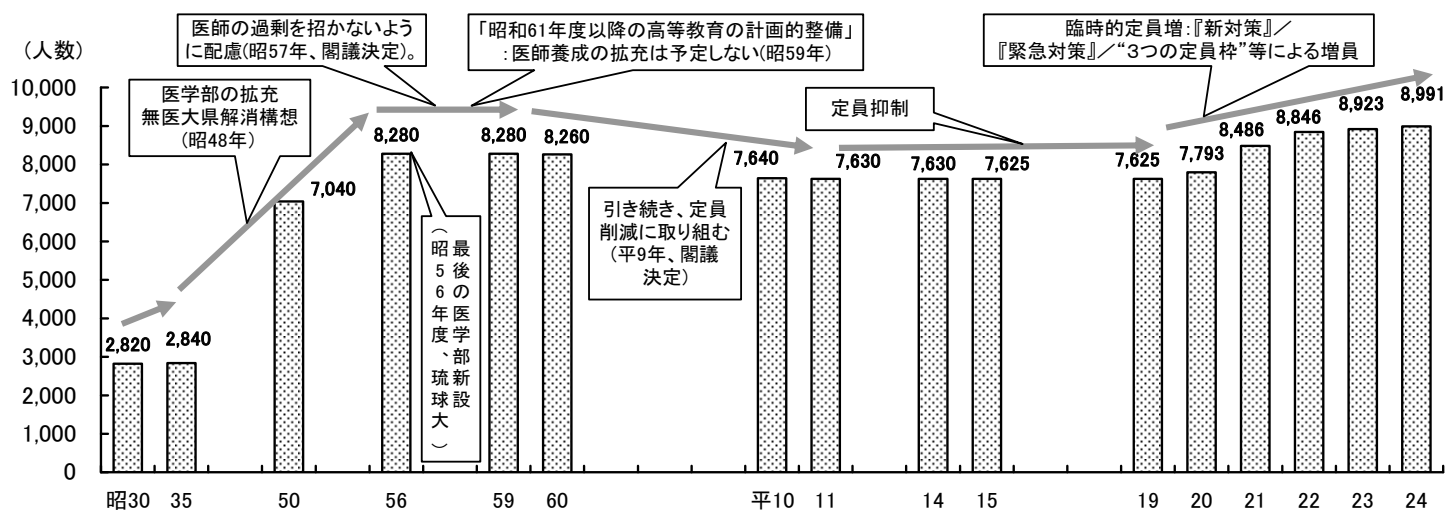
22年度以降は、『経済財政改革の基本方針2009』(21年6月、閣議決定)や『新成長戦略』(22年6月、閣議決定)などの政策に基づき、上述したような“3つの定員枠”(地域枠/研究医枠/歯学部振替枠)による増員が各年度で図られてきた。

増員期間は、各年度とも“31年度まで”となっており、32年度以降については、当時点での医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断するとされている。

- “3つの定員枠”による増員: ① 22年度=地域枠313人、研究医枠17人、歯学部振替枠30人、計360人増の8,846人。
- ② 23年度=地域枠59人、研究医枠6人、歯学部振替枠12人、計77人増の8,923人。
- ③ 24年度=地域枠65人、研究医枠3人、歯学部振替枠0人、計68人増の8,991人。

● 医学部入学定員の推移(イメージ)

(図1)



(注. 『新対策』は『新医師確保総合対策』(18年8月)の略、『緊急対策』は『緊急医師確保対策』(19年8月)の略。 文科省・厚労省資料より作成)